

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
○調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成9年4月4日条例第13号										○調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 平成9年4月4日条例第13号									
別表第1（第2条関係） 1から8まで 略										別表第1（第2条関係） 1から8まで 略									
番号					区域					番号					区域				
9					令和8年調布市告示第77号に定める調布都市計画富士見町3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「富士見町3丁目地区整備計画区域」という。）					9					平成23年調布市告示第116号に定める調布都市計画富士見町3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「富士見町3丁目地区整備計画区域」という。）				
10から14まで 略										10から14まで略									
別表第2（第3条—第11条関係） 1から8まで 略										別表第2（第3条—第11条関係） 1から8まで 略									
9 富士見町3丁目地区整備計画区域										9 富士見町3丁目地区整備計画区域									
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限	計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
住宅地区A	—	—	10分の5	5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 富士見町3丁目地区地区計画計画図3（以下「富士見町計画図3」という。）に表示する1号壁面は、道路境界線から	—	—	—	—	住宅地区	—	—	10分の5	5,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 富士見町3丁目地区地区計画計画図2（以下「富士見町計画図2」という。）に表示する1号壁面は、道路境界線から	—	—	—	—



改正後							改正前							
					<p>路境界線から2メートル以上</p> <p>4 富士見町計画図3に表示する8号壁面は、道路境界線から3.5メートル以上</p>	<p>する区域B</p> <p>37.5メートル</p> <p>2 上記1に規定するもののほか、建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあつては当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあつては当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。</p>								
10から14まで 略							10から14まで 略							

附則  
この条例は、公布の日から施行する。